



身体障害者手帳の申請・交付について



身体障害者手帳は、身体で次の機能に永続する障害（将来、回復する可能性が極めて少ない状態）がある場合に交付されるものです。その程度により1級～6級までの区分に認定されます。

手帳の交付を受けると障害の部位と程度により、施設の利用、税金の減免、交通料金の割引などの各種制度が利用できます。

【機能の種類】

視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓

1 申請に必要なもの

（手帳を必要な方が15才未満の場合、保護者が代わって申請することになります。）

□(1) 申請書

申請時に、診断書と写真をご提出の際に、窓口で記載いただきます。

【申請書は、各区役所・青葉区宮城総合支所障害高齢課の窓口にあります。】

□(2) 個人番号カード等

身体障害者手帳はマイナンバーの利用対象制度ですので、申請書に個人番号の記載が必要です。詳しくは別紙「障害福祉サービス等の手続に、マイナンバーが必要です」をご覧ください。

□(3) 診断書

指定医師（身体障害者福祉法の指定医）が作成したもの

※ 作成日より1ヶ月以内のもの

※ 指定医師による診断書作成は有料となります。（料金は医療機関にご確認ください。）

※ 心臓または免疫に関する障害については、年齢により診断書が異なりますのでお申し出ください。

⇒ 診断書様式は、障害別に指定されており、各区役所・青葉区宮城総合支所障害高齢課の窓口にあります。また、診断書様式は、仙台市障害者総合支援センター（ウェルポートせんだい）のホームページからもダウンロードできます。

□(4) 写真2枚

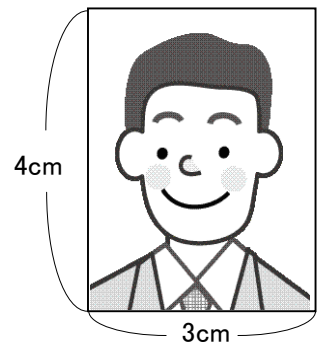
同一のもので次の条件を満たしているもの

◎ タテ4cm、ヨコ3cm

◎ 脱帽、上半身（胸から上）かつ正面向きで申請日から1年以内に撮影されたもので、本人と確認ができるもの。

◎ ポラロイド写真、カラーコピーは使用できません。
デジタルカメラで撮影したものは、写真用紙に印刷したものに限りです。

写真の大きさ



□(5) 既に身体障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳を持参してください。

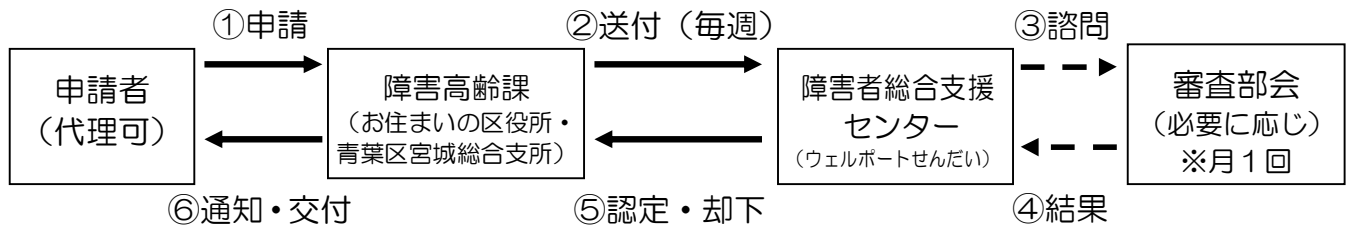
2 手帳交付までの処理期間

窓口で申請を受理してから手帳の交付まで、約1ヶ月程度かかります。

ただし、判断が難しい場合は審査部会で専門医の審査を受けることとなりますので、2ヶ月程度かかる場合があります。

また、診断書の内容について診断医への照会が必要となった場合は、さらに時間を要します。

3 申請から交付の流れ



4 注意事項

- ◎ 診断書に記入されている障害等級は、診断医の参考意見ですので、認定等級とは異なる場合があります。
- ◎ 申請された障害程度が基準に該当しないと判断された場合は『却下』となり、手帳の交付はできません。

5 お問い合わせ先（申請は、お住まいの区役所・宮城総合支所になります。）

青葉区障害高齢課	電話022-225-7211 FAX022-225-7721	内線6752~6756
青葉区宮城総合支所 障害高齢課	電話022-392-2111 FAX022-392-0571	内線5472・5473
宮城野区障害高齢課	電話022-291-2111 FAX022-298-0717	内線6752・6754 6755・6757
若林区障害高齢課	電話022-282-1111 FAX022-282-1280	内線6751~6755
太白区障害高齢課	電話022-247-1111 FAX022-247-3824	内線6752~6755
秋保総合支所保健福祉課	電話022-399-2111 FAX022-399-2580	内線5231~5234
泉区障害高齢課	電話022-372-3111 FAX022-372-8005	内線6752~6756
仙台市障害者総合支援センター (ウェルポートせんだい)	電話022-771-6511 FAX022-371-7313	